

平成 21 年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成 22 年 8 月 5 日
国立大学法人群馬大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 条。以下「環境配慮契約法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき，平成 21 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので，公表する。

1. 平成 21 年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成 19 年 12 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき，可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達，自動車の購入，省エネルギー改修事業（E S C O 事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務については，平成 21 年度において該当はなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境物品等の調達の推進を図るための調達方針に基づいて，環境物品等の適切な調達に努めた。